

会員加入申込書

今般、大津商工会議所の会員となることを希望し、加入の申込みをいたします。

申込日[和暦]令和 年 月 日

事業所名 (屋号)	フリガナ		社印	<input type="checkbox"/>	本社
				<input type="checkbox"/>	出先機関
代表者名	フリガナ		役職名		
			生年月日[和暦] 年 月 日		
所在地 (地区内)	〒 - ※本所からの郵便物は「所在地」にお送りいたします。「その他住所」へご郵送を希望の場合はこちらに✓ください。				
	TEL: - -		FAX - -		
その他住所 (本社/自宅等)	〒 -			左記住所へ郵送希望 <input type="checkbox"/>	
	TEL: - -		FAX - -		
E-mail	※大津商工会議所からのお知らせやメルマガ配信に使用いたします				
HP(URL)	会報誌について(下記いずれかに○印) メール配信希望 ・ 郵送希望				
資本金	万円		会費口座振替 指定銀行	銀行	
創業(設立)年 月	[和暦] 年 月	地区内開設年月	[和暦] 年 月		
当該事業所従業員数	従業員数 人 ※役員・パート除く正社員数をご記入ください		役員・事業主	人	
			パート従業員	人	
事業内容 (取扱品目)			紹介者 (企業名)		
所属希望部会	<input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 卸売商業 <input type="checkbox"/> 小売商業 <input type="checkbox"/> 金融 <input type="checkbox"/> 観光・運輸 <input type="checkbox"/> サービス産業 <input type="checkbox"/> 建設				
加入のきっかけ	<input type="checkbox"/> 経営相談・融資相談 <input type="checkbox"/> 人脈拡大・交流会・ビジネスマッチング <input type="checkbox"/> 情報収集 <input type="checkbox"/> 広報・PR支援 <input type="checkbox"/> IT支援 <input type="checkbox"/> 政策提言 <input type="checkbox"/> 地域振興		<input type="checkbox"/> 地域社会貢献 <input type="checkbox"/> 労働保険事務組合加入 <input type="checkbox"/> 共済利用 <input type="checkbox"/> 証明書利用 <input type="checkbox"/> 青年部加入 <input type="checkbox"/> 女性会加入 <input type="checkbox"/> その他 ()		

【個人情報の取扱いについて】

上記記載事項(会員情報)は、商工会議所が行う事業のご案内や連絡・情報提供、また商取引の照会・斡旋などに活用することに同意します。

【反社会勢力でないことの誓約】 ※裏面定款参照

私(当社)は、大津商工会議所定款第10条第3項のいずれにも該当しないことを宣誓するとともに、この宣誓に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合、大津商工会議所会員資格が取り消されても一切異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合も、一切私(当社)の責任といたします。

署名

印

ご入会いただく皆様へ

★下記事項について必ずお読みいただき、ご了承賜りますようお願いいたします。

- 会費については、会費および負担金に関する規約のとおりとします。
- 1年以上にわたって会費の納入を怠った会員については、定款第21条に基づき除名となります。
- 退会される場合は、別途お手続き(退会届の提出)が必要です。
- 所在地やご連絡先の変更については、必ずご連絡ください。

★大津商工会議所では、毎月発行しております会報誌にて新入会員様のご紹介をしております。

大津商工会議所 掲載 一言コメント ご記入欄

貴事業所のPR、会員さまへのメッセージなど、どのような事でも結構です。40文字程度でご記入をお願いいたします。コメント内に事業所名・所在地等のご記入は不要です。

掲載イメージ

事業所名	代表者名	所在地	営業内容	一言コメント
(株)〇×商店	〇× △□	大津市〇〇1丁目1-1	飲食業	

ここにコメントが入ります

大津商工会議所定款 抜粋

(会員の資格)

第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6箇月以上営業所、事務所、工場又は事業場(以下「営業所等」という。)を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。

(省 略)

3 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 反社会的勢力(①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)②暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員でなくなった時から五年を経過しない者、③暴力団員準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者(以下「暴力団員等」という。)が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当の暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。)

会 議 所 記 入 欄	事業所コード		TOAS入力日	/	/ 付入会
	受付		事業所確認	膳本・開業届・その他()	
	区分	正会員・特別会員	会費	合計口数	口
	特商該当・小規模該当			資本金	口
			従業員	口	